

富山県営立山砂防施設群

中部地方の
選奨土木遺産

所在地：富山県富山市 竣工年：1906(明治39)年～1925(大正14)年

管理者：富山県

認定理由：常願寺川水系に明治末期～大正期に内務省に先駆けて築造された空石積の施設であり、当時の砂防技術を今に伝える貴重な土木遺産である。

令和7年度登録



本施設群は、明治後期に制定された砂防法に基づき、当時の激甚な土砂災害を背景として計画・施工されたものであり、富山県における初期の本格的砂防事業として位置づけられる。

施工された空石積堰堤や谷積山腹工などの構造物は、現代ではほとんど見られない伝統的な施工技術を用いており、しかも多くが原形を保った状態で現存している。これは当時の設計思想や施工技術の水準を今日に伝えるものであり、土木技術史的に高く評価できる。また、これらの施設は災害対策として設置されたものであるが、結果として渓谷の地形に沿う段状構造や自然素材を用いたことにより、周囲の景観とよく調和し、風致の維持にも寄与している点が注目される。さらに、本施設群は富山県の砂防体系の原型を成すものであり、県内外に広がる後続の砂防工事にも大きな影響を与えてきた。明治から昭和初期にかけての技術者による設計・構造配置の思想が色濃く反映されており、教育的・文化的観点からもその価値は高い。加えて、富山県の砂防事業の困難さは、日本を代表する急流河川である常願寺川の上流域、立山カルデラ内という極めて高標高で急峻な地形において事業が行われた点にも表れており、その技術的達成は特筆に値する。



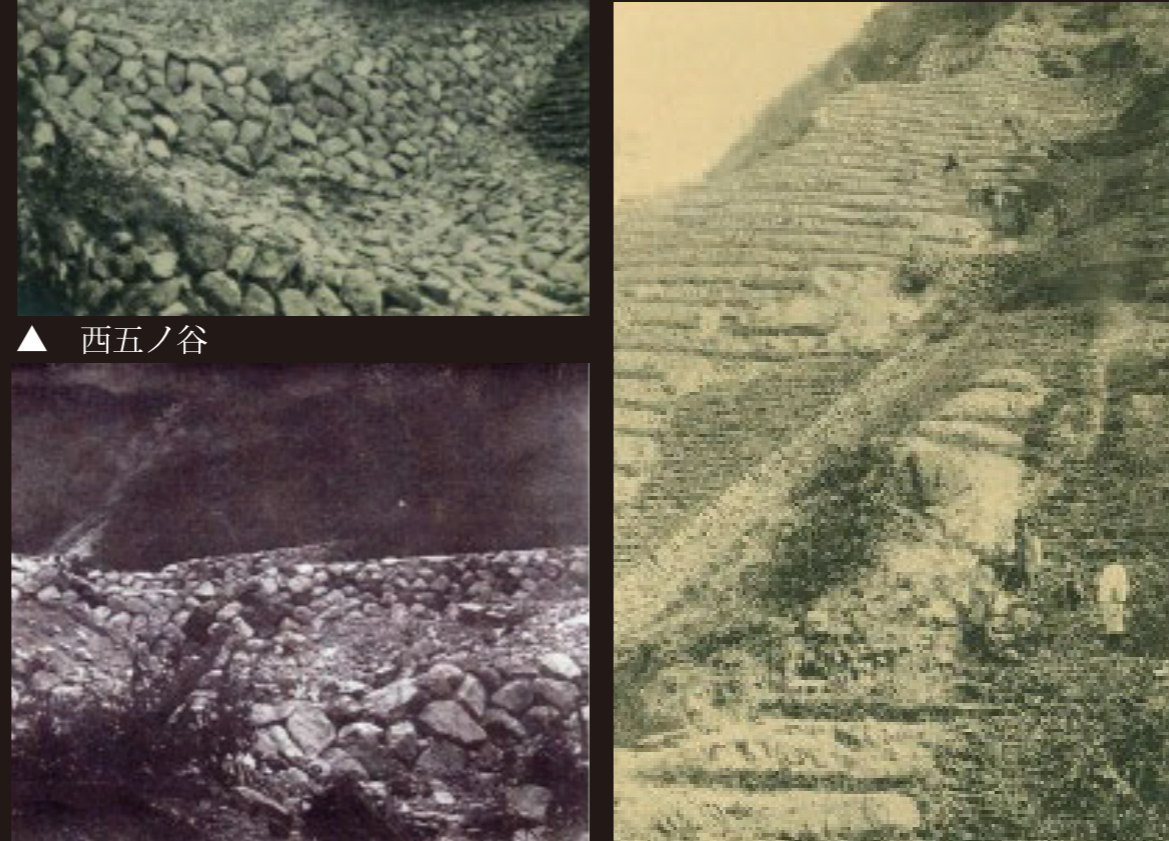
▲ 西五ノ谷(6)堰堤(左：大正期写真、右：令和元年7月18日撮影) 提供：富山県



▲ 西五ノ谷



▲ 湯川左支泥谷

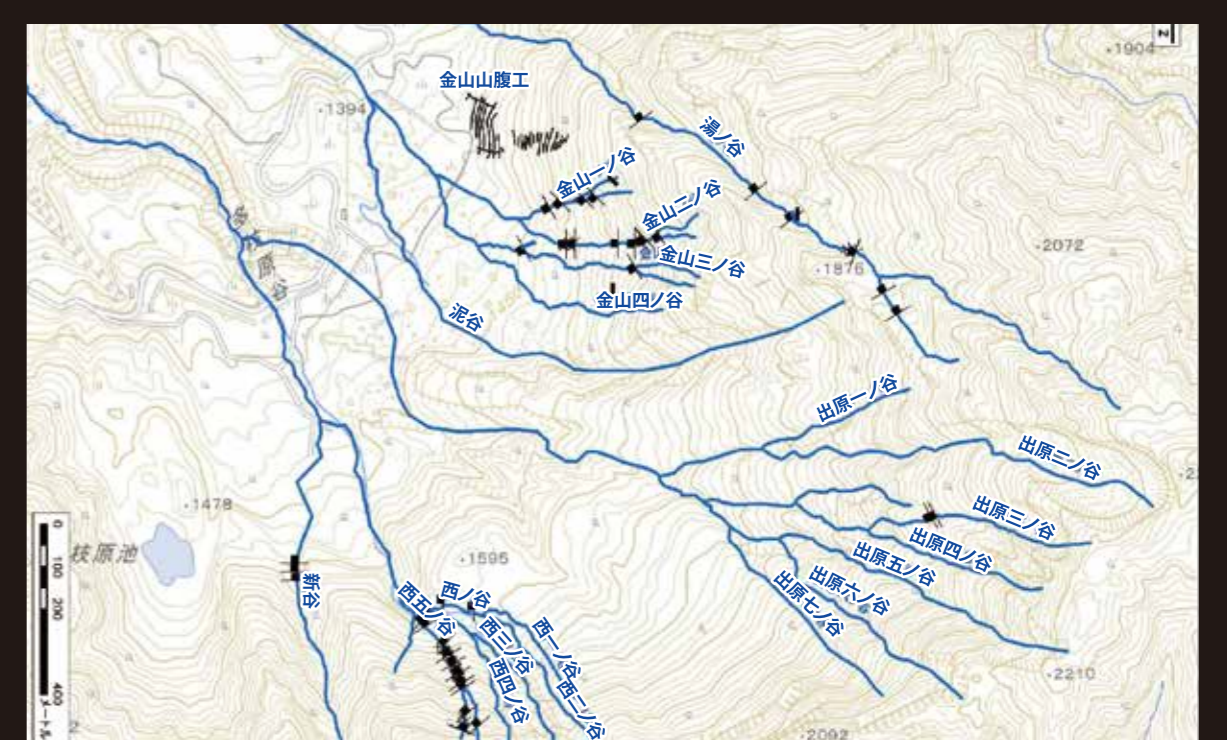


▲ 新谷(第1号、第2号、第3号)

▲ 湯川左支泥谷

出典：H14年度砂防情報写真集 提供：富山県

本施設群は、1897(明治30)年に制定された砂防法に基づき施工された砂防施設として、全国的にも先進的な事例である。富山県における近代砂防事業の黎明期に構築されたものであり、その後の県内各地に展開された砂防施設の計画・設計の基礎となった点で重要である。初期に整備されたこれらの施設では、流路工・山腹工・堰堤などが連携して配置されており、流域全体を対象とした総合的な砂防の思想が現に実践されていた。このような構成は、後に整備された砂防施設においても踏襲されており、砂防施設の配置手法や施工技術の系譜を読み解くうえで、当該施設群は貴重な手がかりとなる。加えて、当時の技術者が現場での試行錯誤を重ねながら、自然地形に対応した工法を確立していった経緯を伝える実例として、技術史的にも高い価値を有している。



▲ 対象